

スクールバス等運行管理業務委託仕様書

1 名 称

みなかみ町スクールバス等運行管理業務委託

2 運営・運行概要

1) スクールバス等の概要

(1)基本管理時間 月曜日～金曜日 7時～19時のうち8時間
土曜日 7時30分～13時30分のうち6時間

(2)管理時間外 町及び学校が運行を必要としない日

(3)正味人員 4月～11月 18人(土曜日6人)

12月～翌3月 19人(土曜日6人)

※小学校・中学校・こども園の送迎を兼ねる

(4)登下校等運行路線の一覧(下校時には経路を小中学校別に分けて運行する)

番号	地区	距離	便 数	路 線
1	月 夜 野	片道 約 10Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	南区・名胡桃～桃野小
2		片道 約 8Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	川西～桃野小・みなかみ中
3		片道 約 10Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	川東～みなかみ中
4		片道 約 5Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	下牧～古馬牧小
5	水 上	片道 約 21Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	栗沢～水上小～みなかみ中
6		片道 約 13Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	阿能川～みなかみ中
7		片道 約 5Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	高日向～水上小
8		片道 約 19Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	湯檜曾～水上小～みなかみ中
9		片道 約 15Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	谷川～みなかみ中
10		片道 約 35Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	藤原大芦～みなかみ中
11		片道 約 10Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	谷川～水上小 ※12月～翌3月のみ
12	新 治	片道 約 13Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	塩原・須川平～新治小
13		片道 約 20Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	塩原・須川平～みなかみ中
14		片道 約 17Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	富士新田～新治～みなかみ中
15		片道 約 20Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	赤沢～新治小～みなかみ中
16		片道 約 12Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	花の木～新治小
17		片道 約 19Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	柳沼～新治小～みなかみ中
18		片道 約 12Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	白石～新治小～みなかみ中
19		片道 約 9Km	往路：朝 1 便 復路：夕 2 便	師田～新治小～みなかみ中
20	こ ど も	片道 約 11Km	往路：朝 1 便 復路：昼 1 便	池の原～うらら郷～にいはるこども園
21		片道 約 7Km	往路：朝 1 便 復路：昼 1 便	相俣～にいはるこども園
備 考	○一覧に定める各項は、道路状況、児童生徒の人数等の状況によって見直しが必要な場合は、町、学校及び受託者で、その都度協議のうえ別に定める。 ○復路の運行便数は、学校行事等により増減する場合がある。			

(5) 登下校基本運行時間（参考）

	登 校(園)	下 校(園)
こども園	8時30分から 9時30分	14時00分から14時40分
小学校	7時00分から 8時10分	14時50分から15時30分 15時50分から16時30分
中学校	7時00分から 8時10分	16時00分から19時00分

(6) その他学校行事、各種活動等において送迎が必要な場合

(7) 車両の管理業務の全般

(8) 運行に係る企画、調整、報告、運行表及び路線図の作成等の事務

(9) 事故発生時や運行遅延時に係る連絡体制の整備、連絡体制表の作成等の事務。

(10) 月例の運行会議の実施

(11) その他、安全で円滑なスクールバス運行に関し必要な業務

2) 町有自動車の概要

(1) 基本管理時間 4月1日～翌年3月31日の通年（土日祝祭日を含む）

8時30分～17時30分のうち8時間

(2) 管理時間外 町が運行を必要としない日

(3) 正味人員 専任2名

1) 専属の運転手が業務にあたること。

2) スクールバス等の代務にあたる場合は町と協議の上、町有自動車の運行に支障のない範囲で行うこと。

3) 専属の運転手2名が業務にあたるのが困難な場合は、代替の運転手を派遣できるよう体制を整えること。

(4) 運行路線 町の指示による

(5) 運行時間 町の指示による

1) 予定にない急な要請や変更、キャンセルに対応できること。その場合、直接運転手と連絡がとれるようにすること。

2) 遠隔地の場合は宿泊を伴う場合があること。その際の宿泊費は町が負担する。

3) 同乗者を伴う場合があること。

〔参考〕町長車 運行日数 年間310日程度

深夜帯に渡る業務日数 年間50日程度

(6) 町長車の管理業務の全般

(7) 運行に係る調整、報告書（日報）作成等の事務

(8) 町との運行に関する会議等の出席

(9) その他、安全で円滑な町有自動車運行に関し必要な業務

3 運行の範囲

(1) みなかみ町スクールバスの設置に関する条例、みなかみ町スクールバス管理運行規則、みなかみ町有自動車管理規則に規定するもの

(2) 町において必要があると認めるもの

普通自動車のほか、町庁用バス（中型 定員 29 名）、町長車以外の町有自動車の運行業務を依頼する場合があること。（運行業務中の自動車任意保険の適用については、9(2)を適用する。）

4 委託期間

要項記載のとおり

5 業務の委託

- (1) 受託者は、別紙 1 に定めるもののほかスクールバス等の運行に関する企画、調整、管理、運営、その他スクールバス運行業務において必要な業務の一切を総合的に行う。
- (2) 受託者は、町の指示に従い関係法令に基づいて業務を行うものとする。
- (3) 受託者は、業務の詳細範囲について、町と打ち合わせを行い業務の目的を達成しなければならない。また車両を運行した際は、町が指定する運行日報、記録簿等に始業点検、運行経路、運行時間等の状況をその都度記録し、町の指定する日に提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に応じて報告または、承認を得なければならない。
- (5) 町は必要に応じ業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- (6) 業務の遂行にあたりスクールバス等の運行管理業務について豊富な経験と専門的知識を有し、業務全体の指揮及び統括を行うと共に町との円滑な連絡調整事務を行える業務責任者 1 名を運転士以外に置くこと。また、業務責任者を補佐する業務副責任者 1 名以上を置くこと。
- (7) 受託者は、関係法令に基づき安全運転管理者及び整備管理者を定め町へ報告すると共に、安全運転の為の安全点検活動状況・その他取り組み・講習の受講等を定期的に行い、その都度町に報告しなければならない。
- (8) 受託者は、通常運行に関わる運転士に緊急の事案が発生した場合に、代替の運転士を派遣出来る体制を整え、学校等の運営に支障を来さぬように努めなければならない。
- (9) 業務中は私語を慎むこと。また業務中に知り得た情報は第三者に漏らさないこと。退職後も同様とすること。
- (10) 契約に係る業務の全部を一括して第三者に再委託することを禁止する。
- (11) 受託者は、学校始業日までに試運転を行うなど送迎業務に支障が無いようにすること。運転士の変更の際にも実施し、引き継ぎを行う。試運転に掛かる費用は受託者負担とする。
- (12) 新型コロナ感染症等の感染拡大の予防を徹底すること。

6 対象車両

別紙 2 スクールバス等車両一覧のとおり。

7 業務の報告

- (1) 受託事業者は毎月及び毎年度の業務完了後速やかに業務完了報告書を作成し町に提出 すること。なお、7 月、10 月、1 月の業務完了報告書には運転業務に従事する職員の運転免許証の表裏のコピーを添付すること。
- (2) 委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものと

するとともに、業務の実施について、必要な指示をすることができるものとする。

8 緊急時の対応並びに事故等の報告及び処理

- (1) 自然災害等の緊急時には、町及び学校と協議の上、対応を決めること。
- (2) 委託業務遂行時において、万一事故等が発生した場合は、直ちに関係機関に緊急連絡するとともに町及び学校責任者に連絡し、受託者の責において処理するものとする。また、事故等が発生した場合の連絡体制および対応フローを作成し、町及び学校責任者に提出すること。
- (3) 契約期間中に受託者の責めに帰すべき過失により発生した運行に伴う事故等に係る一切の責務は、受託者が負うこととする。

9 委託料

- (1) 委託料は、車両維持管理費、燃料費、消耗品費を除く全ての経費とする。
- (2) 前項に含まれる自動車任意保険については、受託者の加入とし受託者が保険料を負担する。
- (3) スクールバス送迎業務において管理時間を超過すると見込まれる場合については、事前に町と協議するものとし、協議に基づき町が別に定める。
- (4) 町有自動車の運行管理業務について、管理時間を超過した場合において支払う委託料は、次の単価に基づくものとする。

項 目	単 価	摘 要
時間外（超過分）委託料	2, 0 0 0 円	超過業務 1 時間あたり
深夜時間外（超過分）委託料	2, 5 0 0 円	深夜時間帯における超過業務 1 時間あたり
深夜加算料	9 0 0 円	深夜時間帯における超過業務 1 回あたり
備 考	1) 深夜時間帯とは、午後 1 0 時から午前 5 時までの時間帯とする。 2) 超過業務時間については、3 0 分未満を切り捨て、3 0 分以上は、1 時間として取り扱う。	

10 委託料支払請求書の提出

委託料の支払いは、月毎の業務完了後、委託料支払請求書をもって行う。

町有自動車運行管理業務における時間外、深夜時間外加算について発生日と発生時間の記録を添付すること。

11 運転業務従事者の報告

運転業務に従事する職員について、氏名、生年月日、住所、保有する運転免許（区分、種類）について町へ報告を行うこと。

12 その他

その他定めのない事項及び疑義が生じた場合については、必要に応じて双方協議のうえ定める。

スクールバス利用年間行事等の利用形態（参考）

月別	行 事 名	バ ス の 対 応（利用形態）
4 月	・中体連大会送迎（郡） ・入学式（準備日、当日運行） ・年度当初早帰り ・その他、学校行事や校外学習に係る運行（総合学習、社会科見学等）	部活動対応、生徒、顧問・引率教職員の利用 不定期な行事に伴う補助的な運行 〃 〃
5 月	・中体連大会送迎（県） ・修学旅行（実施前の授業軽減、当日運行） ・その他、学校行事や校外学習に係る運行（谷川岳登山、総合学習、社会科見学等）	部活動対応、生徒、顧問・引率教職員の利用 不定期な行事に伴う補助的な運行 〃
6 月	・期末テスト（当日運行） ・その他、学校行事や校外学習に係る運行（谷川岳登山、総合学習、社会科見学等）	不定期な行事に伴う補助的な運行 〃
7 月	・中体連大会送迎（郡） ・吹奏楽コンクール（中学校） ・終業式（当日運行） ・その他、学校行事や校外学習に係る運行（谷川岳登山、環境学習、社会科見学等）	部活動対応、生徒、顧問・引率教職員の利用 〃 不定期な行事に伴う補助的な運行 〃
8 月	・中体連大会送迎（県、関東、全国） ・水泳大会 ・始業式（当日運行） ・その他、学校行事や校外学習に係る運行（環境学習、社会科見学等）	部活動対応、生徒、顧問・引率教職員の利用 不定期な行事に伴う補助的な運行 〃 〃
9 月	・中体連大会送迎（郡） ・運動会 ・中間テスト（当日運行） ・修学旅行（実施前の授業軽減、当日運行） ・その他、学校行事や校外学習に係る運行（遠足、環境学習、社会科見学等）	部活動対応、生徒、顧問・引率教職員の利用 不定期な行事に伴う補助的な運行 〃 〃 〃
1 0 月	・中体連大会送迎（県） ・中学校駅伝大会（試走、本番）（郡、県） ・吹奏楽大会 ・小学校郡陸上記録会 ・その他、学校行事や校外学習に係る運行（特別支援交流会、環境学習、社会科見学等）	部活動対応、生徒、顧問・引率教職員の利用 〃 〃 不定期な行事に伴う補助的な運行 〃
1 1 月	・郡音楽祭（小中合同） ・期末テスト（当日運行） ・その他、学校行事や校外学習に係る運行（コンサート、環境学習、社会科見学等）	不定期な行事に伴う補助的な運行 〃 〃
1 2 月	・終業式（当日運行） ・その他、学校行事や校外学習に係る運行（環境学習、社会科見学等）	不定期な行事に伴う補助的な運行 〃
1 月	・中体連大会送迎（郡） ・その他、学校行事や校外学習に係る運行（スキー教室、環境学習、社会科見学等）	部活動対応、生徒、顧問・引率教職員の利用 不定期な行事に伴う補助的な運行

2 月	・ 中体連大会送迎（県、関東、全国） ・ その他、学校行事や校外学習に係る運行（移行学級、環境学習、社会科見学等）	部活動対応、顧問・引率教職員の利用 不定期な行事に伴う補助的な運行
3 月	・ 期末テスト（当日運行） ・ 卒業式（当日運行） ・ 終業式（当日運行） ・ その他、学校行事や校外学習に係る運行（環境学習、社会科見学等）	不定期な行事に伴う補助的な運行 〃 〃 〃

- ※ 学校行事は、年度により変更が有る。また、感染症対策等による不定期な対応を依頼する場合がある。
- ※ 登下校(園)以外に関する年間利用回数は、1校あたり年間30日程度。
- ※ 部活動に係る送迎において、県外への運行を依頼する場合がある。